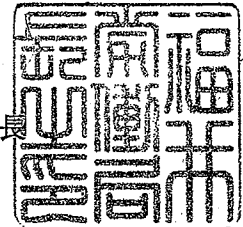


様式第2号

育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)支給決定通知書

[Redacted] 殿

福井労働局長



[Redacted] 付けをもって支給申請のあった育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)については、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

1 支給決定日及び支給決定番号

[Redacted]

2 支給決定内訳及び金額

	支給の区分	支給決定金額
育児・介護雇用安定等助成金 〔中小企業子育て支援助成金〕	① 育児休業 2. 短時間勤務(経過措置)	1,000,000円
① 1人目 2. 2人目～5人目	(1) 6か月以上1年以下 (2) 1年超2年以下 (3) 2年超	

3 支給方法

「育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)支給申請書」に記載された「振込先」金融機関に振り込みます。

4 注意事項

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)の全部又は一部を返還していただきます。
- ② 育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)の支給に関して、都道府県労働局長が必要と認める時は、調査を実施し、又は報告を求めることがあります。